○農林水産省告示第千五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年八月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二二九の一一（国有林）

二　保安林として指定された目的　魚つき

三　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

○農林水産省告示第千五百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市遠野町大平字石畑七二の二、七二の四六、一八二の二、一八三、一八四、一八五の三、一八五の四、遠野町滝字椿坊一一三の一三八、一一三の一三九、一一三の一四三、一一三の一四五、一一三の一五六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字石畑一八二の二、一八三、一八四、一八五の三、一八五の四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市遠野町滝字柿ノ沢一七五の一、一七五の二、一七五の四から一七五の九まで、一七五の一一、字椿坊一二〇の一、一二〇の三、一二〇の六、字西中山一三〇の二、一三〇の一二、一三〇の一四から一三〇の一六まで、一三〇の一八、字芦ノ草一五八の三から一五八の五まで、字洞坂一一〇の七九、遠野町入遠野字久保目一一の一、一五、二六〇の一、二六二、二六八、二七二から二七四まで、二七九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字洞坂一一〇の七九、字久保目一一の一、一五、二六〇の一、二六八、二七九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市田人町南大平字長沢一の一三から一の一五まで、字大石九〇の四、九五の一、九五の二、九五の四から九五の六まで、田人町旅人字井戸沢二一二の一、二一二の三、二一三の一、二一三の三、二二四の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長沢一の一三から一の一五まで、字大石九五の一、九五の二、字井戸沢二一二の一、二一二の三、二一三の一、二一三の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市川部町根古屋一二七の二、川部町大久保一六の三、一二一の一、一三一の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

㈡　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市錦町長ノ町二五の二、二五の三、三三、六九、七四の二、九〇、錦町中ノ町一七二、一七三、三沢町仲畑八九、九〇の一、九三、九四の一、三沢町苅又田四三の二、川部町前ノ内九七の一、山玉町打越一二三の四、山田町安行一の三五、一の三九、山田町寺作九四の一六、九四の一七

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市平四ツ波字藤ケ岡二二八の四、二二八の一三一から二二八の一三六まで、二二八の一三八から二二八の一四三まで、二二八の一四五から二二八の一八六まで、二二八の一八八から二二八の二〇三まで、二二八の二二二から二二八の二三七まで、二二八の二三九、二二八の二四〇、二二八の二九九から二二八の三〇五まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月十六日

農林水産大臣　山本　有二